

2012年度 事業の概要

1. 徴収額	P 2、3
2. 利用の変化に対応した著作権管理のために	P 4、5
3. 違法利用の撲滅に向けて	P 6、7
4. 国際分野における取組	P 8
5. 広報活動	P 9
6. 課題の実現に向けた取組	P10、11、12
7. その他	P13、14

1. 徴収額

(1) 2012年度の使用料等徴収額

種 目	徴収額 (円)	前年度比 (%)
演 奏 等	19,502,888,905	108.3
放 送 等	29,219,601,661	104.8
有 線 放 送 等	4,573,497,335	95.5
映 画 上 映	151,230,098	101.1
B G M	423,089,650	101.6
外 国 入 金 演 奏	327,318,217	90.6
演奏・合計	54,197,625,866	105.0
オ ー デ ィ オ デ ィ ス ク	15,553,754,781	108.7
ビ デ オ グ ラ ム	21,580,891,856	119.9
外 国 入 金 録 音	130,549,206	104.9
録 音 ・ そ の 他	2,069,380,641	105.5
録音・合計	39,334,576,484	114.4
出版	1,163,075,757	97.8
貸与	2,926,116,082	84.3
通 信 カ ラ オ ケ	6,305,134,642	104.3
イ ン タ ラ ク テ ィ ブ 配 信	7,757,357,276	88.1
複合・合計	14,062,491,918	94.7
使用料収入合計	111,683,886,107	105.8
私 的 録 音 補 償 金	78,216,798	111.8
私 的 録 画 補 償 金	82,545,287	26.7
補償金・合計	160,762,085	42.4
総合計	111,844,648,192	105.6

2012年度の使用料等徴収額は、1,118億4千万円となりました。

【演奏等】

カラオケは、広域チェーン店を中心にカラオケボックスの出店が好調だったことなどもあり、震災の影響を受けた前年度実績を上回りました。

コンサートなどでの演奏は、震災後、催し物の中止・延期が相次いだものの、その後開催件数が急速に回復しており、今年度もさらに件数が増加しました。このほか、使用料規定の経過措置が終了し適用する使用料率が4%から5%になったことなどから、前年度実績に比べ大きく伸びました。

新規管理分野であるフィットネスクラブやカルチャーセンターでの徴収額は順調に増加しています。

【オーディオディスク・ビデオグラム】

「オーディオディスク」はシングル・アルバムともヒット作に恵まれました。「ビデオグラム」はアニメやテレビドラマが伸び悩む一方、音楽ビデオでの利用が好調でした。

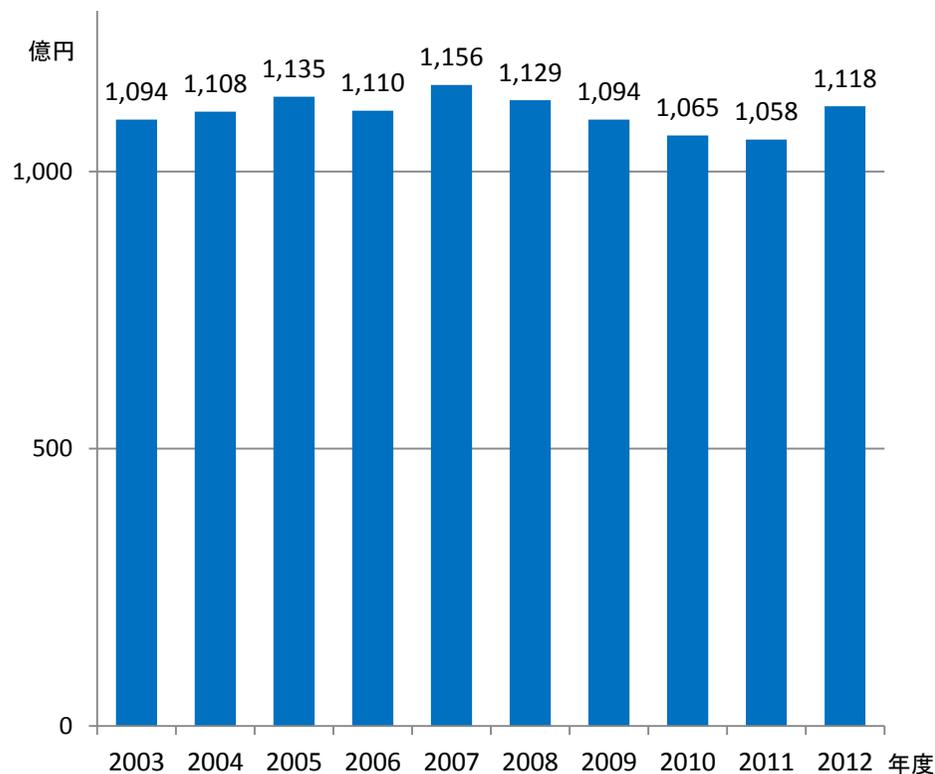
【インタラクティブ配信】

携帯電話用の従来型音楽配信市場が縮小するとともに、スマートフォン等携帯端末ユーザー向けのビジネスモデルの構築が進みませんでした。一方、映画やゲーム等の動画配信利用は増加しています。

1. 徴収額

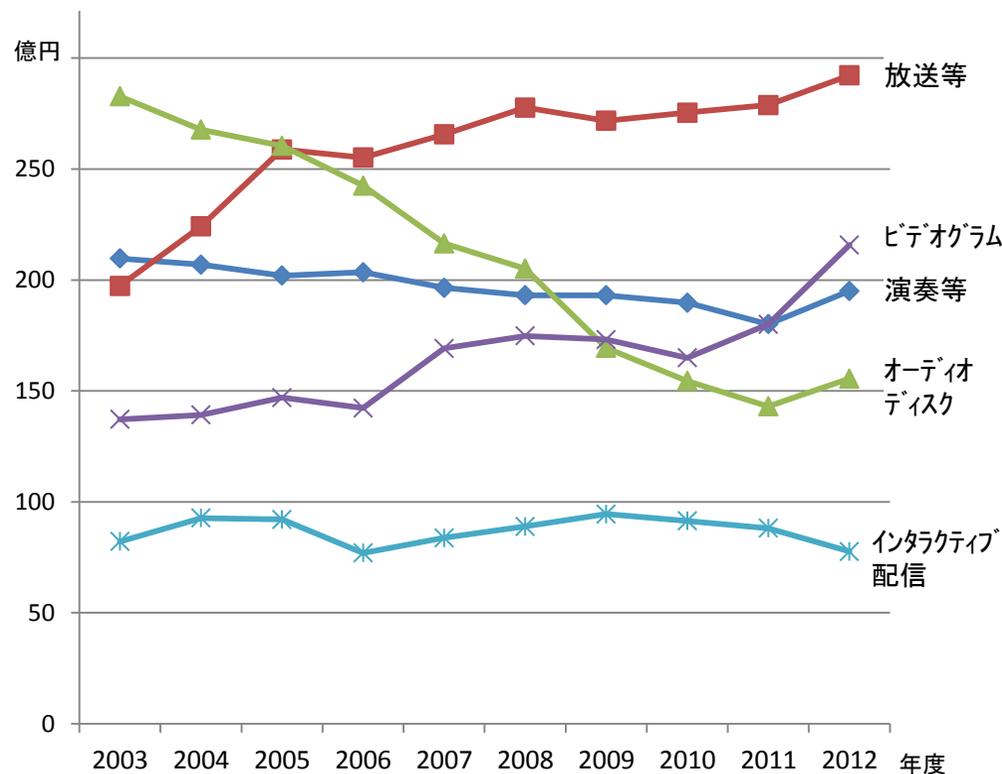
(2) 徴収額の推移

2012年度は、前年度比105.6%となりました。
 使用料徴収額が1,100億円を超えるのは4年ぶりとなります。



(3) 主な種目の徴収額の推移

この10年間で、徴収額の構成比が大きく変化しています。



2. 利用の変化に対応した著作権管理のために

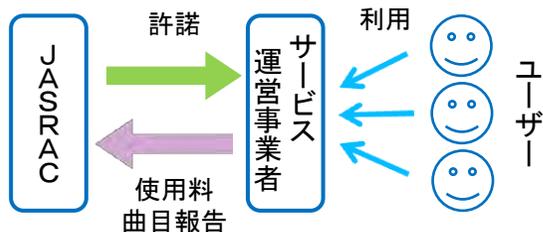
JASRACの音楽著作権管理

許諾

新たな許諾の仕組みの構築

■ ブログサービス運営事業者との 包括許諾契約

個人の歌詞掲載に関し許諾条件を公開。これにより、ユーザー個人による手続が不要に。



5ページに詳細

徴収

利用実態に即した 使用料規定の制定

■ カルチャーセンターでの演奏

2012年4月から管理開始。

■ 貸与(レンタルCD)

4月から使用料規定を変更。
利用実態を一層反映した使用料へ。

参照URL : <http://www.jasrac.or.jp/news/13/0219.html>

分配

増大する曲目報告への対応

■ 自動照合システムの機能向上

放送の全量報告化や映像配信の増加に対応するため、「映像コンテンツ」(既成の映画、ビデオグラム、放送番組)との照合機能を強化。

■ 著作権情報集中処理機構 (CDC)との連携

CDCのホームページ : <http://www.cdc.or.jp/>

5ページに曲目報告件数の推移

2. 利用の変化に対応した著作権管理のために

■ ブログサービス運営事業者との包括許諾契約

2012年12月、個人ブログ等での歌詞掲載について、ブログ等のサービス運営事業者が包括的にJASRACと契約を締結する場合の許諾条件を公開しました。

これにより、JASRACとの契約事業者が提供するブログサービスを利用する場合、ユーザーは個別にJASRACに手続することなく、その許諾範囲において歌詞を掲載できるようになりました。

主な許諾条件は次のとおりです。

- ア. 許諾範囲は非商用のストリーミング配信に限定する
- イ. 大量の歌詞を掲載する歌詞閲覧サービスは除く
- ウ. 曲目情報の管理体制を構築し利用曲目を報告する

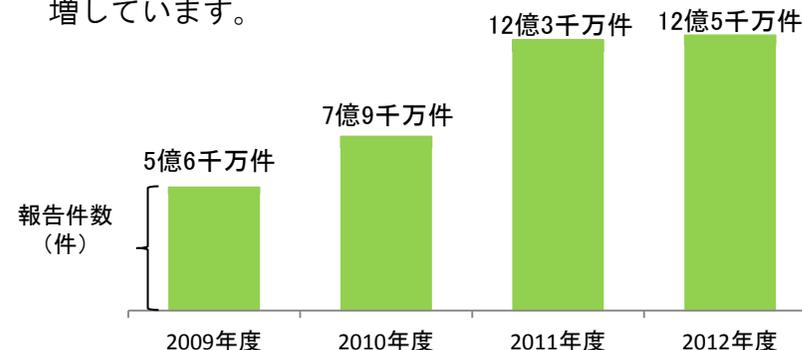
JASRACでは、適正利用の推進とユーザーの利便性の向上に向けて、新たな許諾の仕組みの構築を積極的に進めています。

参照URL：<http://www.jasrac.or.jp/news/12/1212.html>

■ 曲目報告件数の推移

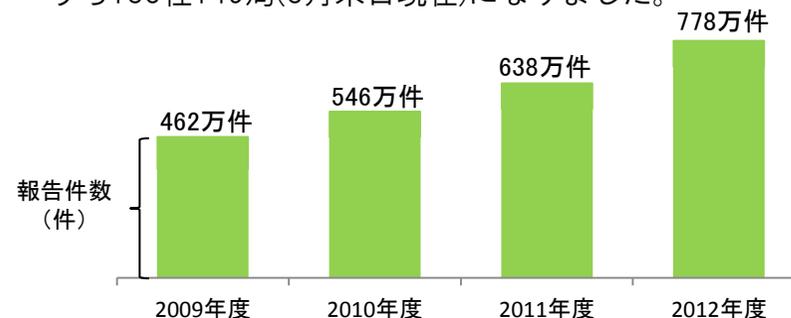
(1) インタラクティブ配信

音楽配信事業者の品揃えや、個人による動画投稿(共有)サイトなどでの音楽利用の増加を受け、曲目報告件数が急増しています。



(2) 放送

全曲・電子的報告に対応する放送局が増え、曲目報告件数も伸びています。対応局は、民放地上波193社227局のうち135社149局(3月末日現在)になりました。



3. 違法利用の撲滅に向けて

違法利用の拡大を防ぐための施策

- 違法音楽ファイルを特定する
モジュール導入の働きかけ

7ページに詳細

- アフィリエイト広告事業者との連携
違法音楽配信サイトの運営者への広告料の支払停止
などの対策を実施。

7ページに詳細

啓発・広報活動

- 若年層に向けた著作権制度の啓発

- ア. メディアを活用した広報
- イ. イベントへの参加
- ウ. 教育現場への働きかけ

9ページに詳細



違法利用の
撲滅



法的措置

- カラオケ

2012年9月、著作権侵害店舗にカラオケをリース
している事業者に対して民事訴訟を提起*。

※リース事業者はリース先店舗が著作権手続き済みで
あることを確認したうえでカラオケ機器を引き渡すべき
注意義務がある(2001年3月2日付最高裁判決)。

- インタラクティブ配信(ファイル共有ソフト等)

2012年度は26件27人を告訴しました。

- ファイル共有ソフトの悪用による刑事事件の
最近の傾向

- ◇ 著作権の知識を持っていると思われる一般の
社会人が摘発されるケースが増えています。
- ◇ 「Winny」や「Share」による侵害規模は縮小傾
向にあるものの、旧世代の「Win MX」や新世代
の「perfect dark」「μTorrent」等の利用による
摘発が増えています。

3. 違法利用の撲滅に向けて

■ 違法音楽ファイルを特定する モジュール導入の働きかけ

2012年6月からJASRACなど音楽権利者6団体2社は、インターネットサービスプロバイダ(ISP)に対し、違法な音楽ファイルを自動的に特定するモジュールの導入を働きかける取組を始めました。

これまで権利者は、多額の費用と人手をかけて違法音楽配信の監視を行ってきました。一方、警察が多数の違法アップローダーを摘発する中、ISPも自社のサービス上の違法行為に危機感を募らせています。

今回の取組は、権利者・ISP双方の負担の軽減を図るもので、このモジュールの導入により、無料レンタル掲示板サービス等にアップロードされた違法音楽ファイルを、その直後に特定し削除することができるようになります。

なお、このモジュールは著作権情報集中処理機構(CDC)が開発したもので、CDCでは、このモジュールに利用されているフィンガープリント技術により、音楽ファイルとCD等の音源データを自動照合し、ISPが権利者に提出する利用曲目報告の作成支援を行っています。

参照URL : http://www.jasrac.or.jp/release/12/06_1.html

■ アフィリエイト広告事業者との連携

2012年12月、JASRACと日本アフィリエイト協議会は、アフィリエイト広告サービス提供事業者(ASP)と連携して、アフィリエイト広告収入を目的とする違法音楽配信の解消と発生防止、および健全なアフィリエイト広告事業の発展促進を図るため、新たな著作権侵害対策を実施することで合意しました。

対策内容は次のとおりです。

- ・アフィリエイト広告を掲載している違法音楽配信サイトに関する情報共有
- ・違法音楽配信サイトの運営者に対する警告
- ・違法音楽配信サイトのアフィリエイト広告の掲載停止
- ・違法音楽配信サイトの運営者への広告料の支払停止

この対策は、サイト運営者のインセンティブである広告収入に対し直接的に働きかけるもので、権利者とASPによる民間での自主的な取組です。

参照URL : http://www.jasrac.or.jp/release/12/12_1.html

4. 国際分野における取組

(1) 管理ネットワークの拡充

国際的な管理ネットワークの拡充に向け、次の団体と相互管理契約を新たに締結しました。

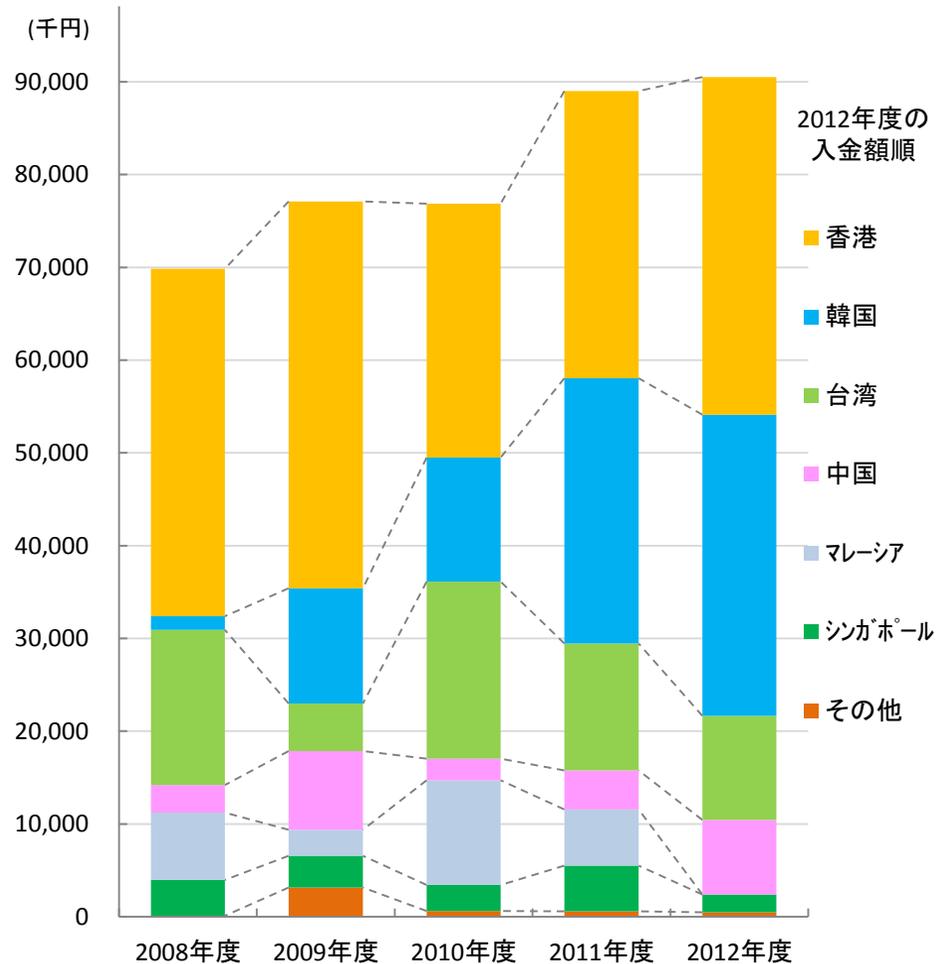
支分権	団体名	国	地域
演奏権	MOSCAP	モンゴル	アジア
	BSCAP	ベリーズ	中央アメリカ
演奏権 録音権	ARMAUTHOR	アルメニア	西アジア

(2) アジア地域の著作権管理の向上

2012年11月、APACEプログラム(アジア地域著作権制度普及促進事業：WIPO・文化庁の共催)の一環として行われた研修において、中国など9カ国の政府職員等にJASRACの管理業務などを説明したほか、2012年9月から1ヵ月にわたり、中国人民外交学会からの研修生を受け入れるなど、アジア地域の著作権管理の向上に協力しています。

外国入金におけるアジア地域が占める割合は、2008年度の9.7%から2012年度は19.8%にまで伸びており、金額も9,000万円に達しています(右グラフ参照)。

■ アジア地域からの入金の推移



5. 広報活動

(1) 若年層に向けた著作権制度の啓発

ア. メディアを活用した広報

- TOKYO FM「SCHOOL OF LOCK！」へのCM出稿や同番組と連動した特別番組の放送等
- 読売KODOMO新聞への記事広告の出稿
- 学研キッズネット「夏休み！自由研究プロジェクト」へのJASRACコーナーの開設

イ. イベントへの参加

- 「閃光ライオット」へのブース出展
(2012年9月2日 日比谷野外大音楽堂)

ウ. 教育現場への働きかけ

- 著作権啓発に対する協力要請文の送付
兵庫県教育委員会などを通じ、県内の中学・高校735校に対し、インターネット上での著作物の利用ルールについて、生徒への啓発を要請する文書を送付。
- 全日本音楽教育研究会※ 全国大会へのブース出展

※全日本音楽教育研究会(全日音研)は、全国の小・中学校の音楽の先生や会員登録した高校教諭などが加盟する研究団体。

(2) 「THE JASRAC SHOW！」の配信

2012年11月から、JASRACが制作する番組「THE JASRAC SHOW！」の配信をライブ動画配信サービス「ニコニコ生放送」で始めました。

JASRACの業務などを職員等が解説する「JASRACコーナー」と、会員・信託者が創作エピソードや著作権制度・JASRACについて語る「ゲストコーナー」の二部構成で配信しています。



第1回配信の様子。
右から、及川眠子さん
進行役の木本慶子さん(作詞)
大森俊之さん(作曲)

これまでにゲスト出演した方々			
2012年 11月27日	及川眠子さん (作詞)	12月19日	鷺巣詩郎さん (作曲)
2013年 1月29日	田中公平さん (作曲)	2月26日	松永貴志さん (作曲)
3月26日	千住 明さん (作曲・JASRAC理事)	4月23日	すぎやまこういちさん (作曲)

これまでの配信分は、ニコニコ動画「JASRACちゃんねる」で公開しています。
JASRACちゃんねるURL: <http://ch.nicovideo.jp/jasrac>

6. 課題の実現に向けた取組

(1) 戦時加算問題の解決に向けての取組

2月25日、都倉俊一会長と菅原瑞夫理事長が外務省を訪れ、戦時加算問題の解決に向けて、対象国との二カ国間交渉を早期に進めるよう、岸田文雄外務大臣に政策要望書を手渡しました。

都倉会長は「著作権の戦後を早く終わらせてほしい」と述べ、これに対し岸田外相は、「現実的に結果を一番早く出すには、どのようにしたらいいか考えさせてもらいたい」と回答しました。

政府への要望のほか、新聞広告などを活用した世論への働きかけ、CISAC(著作権協会国際連合)などでの国際的な理解の醸成を通じ、問題の早期解決を求めています。



■ 戦時加算とは

戦時加算とは、戦時においては著作権の保護が不十分だったことから、戦時に相当する期間を、通常の著作権保護期間に加えて保護するものです。

日本では、第二次世界大戦後のサンフランシスコ平和条約(1952年発効)にもとづき、連合国民の一部の著作物の著作権について、通常の保護期間(作者の死後50年)に戦時相当期間を加算して保護しています。

しかし、日本の戦時加算は、条約で一方的に課せられたもので、戦勝国だけでなく、ドイツやイタリアも現在、戦時加算を行っていません。

2007年のCISAC年次総会では、加盟する著作権管理団体が自らの会員に対し、この権利を行使しないよう働きかける決議が全会一致で採択されており、解決への理解をすでに得られています。戦時加算の根拠となる平和条約の改正という手段に拠らずとも、対象国との二カ国間交渉で解決できると考えられます。

特設ページURL : http://www.jasrac.or.jp/senji_kasan/index.html

6. 課題の実現に向けた取組

■ 戦時加算の計算例（下図参照）

2012年度の外国送金額2位の『SHALL WE DANCE』に関し、作詞者OSCAR HAMMERSTEIN II氏への送金分は戦時加算によるものでした。

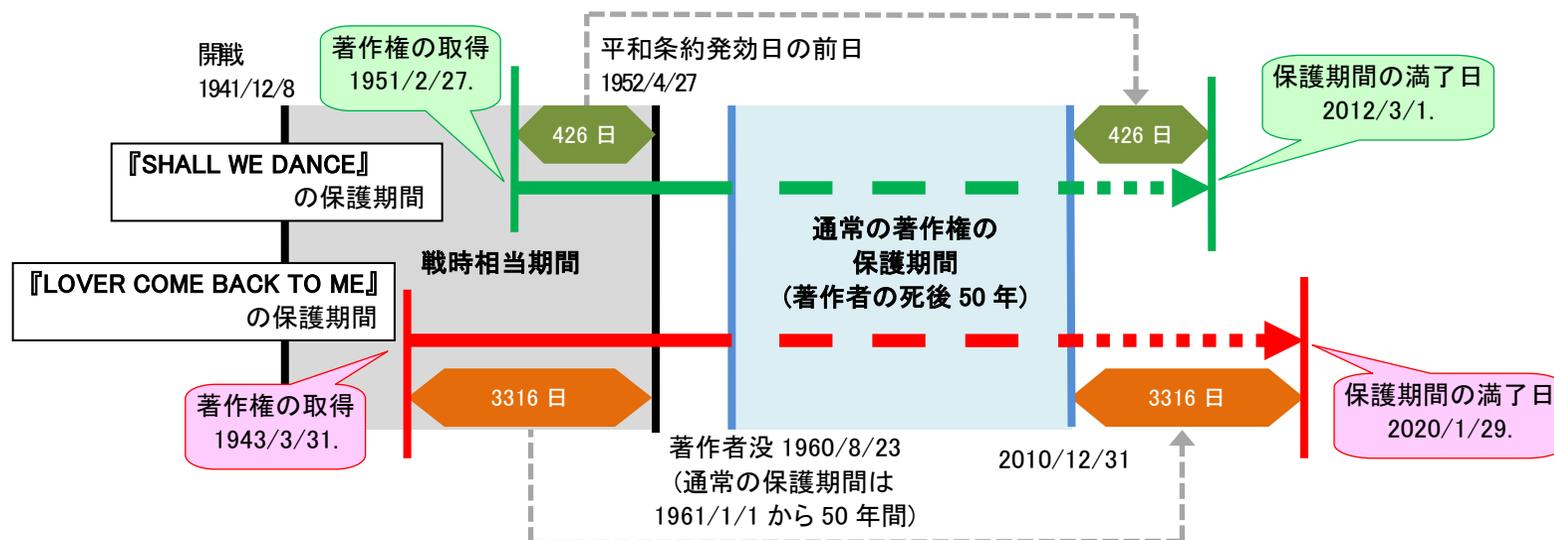
同氏の没年は1960年なので、日本では本来、50年後の2010年12月31日で著作権が消滅します。しかし実際には、この作品の著作権が発生したとされる1951年2月27日からサンフランシスコ平和条約発効前日の1952年4月27日まで、約1年2ヵ月が加算され、2012年3月1日まで保護されました。使用料の送金までの時間差により、2012年度の送金分には戦時加算分

が含まれています。

なお、この作品についての作曲者RICHARD RODGERS氏の著作権は存続しています。

また、OSCAR HAMMERSTEIN II氏による作品でも、『LOVER COME BACK TO ME(恋人よ我に帰れ)』は著作権取得日が1943年3月31日とされるため、同氏の著作権は2020年1月29日まで保護されます。このように同じ作者でも作品により保護期間が異なることがあります。

本来明確であるべき著作権の保護期間がわかりづらいものになっていることも、戦時加算の問題点の一つです。



6. 課題の実現に向けた取組

(2) 著作権保護期間の延長

日本の著作権法では著作権の保護期間は著作者の死後50年が経過するまでとしています。しかし、OECD(経済協力開発機構)加盟34カ国のうち、30カ国が保護期間を著作者の死後70年までとしており、死後50年までとしているのは3カ国(日本のほかカナダとニュージーランド)だけです(残る1カ国は死後100年までとしているメキシコ)。

著作物がネットワーク上で流通する時代となり、文化・産業の両面で、諸外国とのルールの調和が欠かせません。

日本の保護水準を諸外国の水準にあわせ国際的な調和を図るため、保護期間の延長を求めています。

OECD加盟国 (赤字は保護期間が著作者の死後50年までの国)

(1)EU加盟国(21カ国)

イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア、エストニア、スロベニア。

(2)その他(13カ国)

日本、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国(7月1日から)、チリ、イスラエル。

(3) 私的録音録画補償金制度の抜本的見直し

私的録音録画補償金管理協会(SARVH)が(株)東芝に対し、アナログチューナーを搭載しないDVDレコーダーの私的録音録画補償金の支払を求めた訴訟において、2012年11月8日、最高裁判所がSARVHの上告を棄却する決定を下しました。

地上デジタル放送への完全移行によりアナログチューナー搭載機器の生産が終了したことから、私的録音録画補償金の入金は、今後はほぼ見込めない状況です。

4月1日、JASRACなど「CULTURE FIRST」推進86団体は、実態に見合った私的録音録画補償金制度の見直しを求め、報道発表しました。主な内容は次のとおりです。

SARVHと(株)東芝との訴訟における判決では、私的録音録画補償金制度そのものが否定されたわけではなく、制度の今後の在り方については、関係行政庁を含む当事者間の真摯な協議に委ねられたものと考えられます。

私たちは、この制度の議論の中で、ユーザーの利便性とクリエイターの保護の調整の仕組みを修復しなければならないと考えています。

参照URL : <http://www.culturefirst.jp/pdf/pressrelease-20130401.pdf>

7. その他

(1) 会長・役員を選任

2012年4月1日、定款に定める所定の選挙手続により、都倉俊一会長が再任しました。任期は2014年3月末までとなります。

また、同年6月28日の定時社員総会において理事および監事の選任が行われ、菅原瑞夫理事長の再任をはじめ、作詞者・作曲者・音楽出版者などから新役員が選任されました。任期は2014年の定時社員総会終結時までとなります。

- 会 長 都倉俊一
 - 理 事 長 菅原瑞夫
 - 常務理事 近藤正美、渡辺 誠、小原正幸、浅石道夫
 - 常任理事 北田暢也、大橋健三、富本和則
 - 理 事
- 作 詞 者：伊藤アキラ、喜多條忠、さいとう大三、
たきのえいじ、前田たかひろ、水木れいじ
- 作 曲 者：岡 千秋、川口 真、弦 哲也、
小六禮次郎、千住 明、平尾昌胤
- 音楽出版者：新井健司 (株)ポニーミュージック
上原 徹 (株)ソニーミュージック出版
大竹 健 (株)ソニーミュージックパブリッシング
桑波田景信 (株)日音
竹内 一 渡辺音楽出版(株)
堀 一貴 大洋音楽(株)

- 外部理事 玉井克哉、反畑誠一、苗村憲司、宮武久佳
- 常勤監事 宮脇正弘
- 監 事 もず唱平、四方章人
- 外部監事 大井和人

(2) 公正取引委員会への対応

(ア) 排除措置命令取消しの審決

2012年6月12日、2009年2月に公正取引委員会(公取委)から受けた排除措置命令の取消しを求めていた審判について、公取委がJASRACの請求を全面的に認める審決を下し、排除措置命令は取り消されました。

(イ) (株)イーライセンスによる審決の取消しを求める訴訟

2012年7月10日、(株)イーライセンスが公取委を相手方として、上記審決の取消しを求める訴えを東京高等裁判所に提起しました。これに対しJASRACは、訴訟参加を申し立て、同年9月24日、裁判所は参加を認める決定を行いました。JASRACは訴訟参加人として、(株)イーライセンスはこの審決の当事者ではなく審決取消訴訟の原告となる資格がないこと、審決を取り消す理由がないことを主張しています。

7. その他

(3) ころ音(ね)プロジェクトの状況

JASRACの会員・信託者(作詞者、作曲者、音楽出版者)が指定した作品の使用料を「ころ音(ね)基金」として東日本大震災の被災地の復興支援に役立てる取組「ころ音(ね)プロジェクト」の状況は次のとおりです(4月1日現在)。

参加作品数：213作品

参加している会員・信託者：119者

ころ音(ね)基金の拠出金額：28,385,798円

基金を用いた支援活動は、被災地の状況や必要性を考慮したうえで実施していく予定です。

特設ホームページURL：<http://www.jasrac.or.jp/kokorone/index.html>

(4) 災害時の帰宅困難者支援について

JASRAC本部では、渋谷区との「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」にもとづき、防災倉庫を設け、600人が3日間過ごせる食料や飲料水の備蓄を始めました。災害時には、来会者や近隣の帰宅困難者などに提供します。

東京都では、4月1日から東京都帰宅困難者対策条例が施行されましたが、新たに防災倉庫を設け対応するのは、民間企業では初めてのことです。